

要 望 書

平成25年3月12日

福島県商工会連合会会長 轡田倉治

平素は、福島県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに本会さらには各商工会の事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災の影響、産業の空洞化、税や社会保障負担の増大など、県内中小・小規模事業者の経営環境の悪化はより一層深刻さを増し、長期にわたる景気低迷の中、これまで経験したことのない厳しいものとなっております。

未だ多くの県民が県内外での厳しい避難生活を余儀なくされ、放射能への警戒心から福島県の観光地を訪れる観光客は激減し、風評被害の影響は未だ深刻であります。特に双葉地方等の多くの事業者は事業再開の目途すら立たない状況が続き、地域コミュニティは分断され、企業存続は重大な危機に瀕しております。

震災と原子力発電所事故から2年が過ぎても、風評が固定化している状態は変わらず、特に、観光が基幹産業である会津方部においては、誘客数が激減し不安定な経営環境を強いられております。一刻も早い原発事故の完全収束と大規模かつ効果的な災害廃棄物の処理と迅速な除染の実施を強く望むところであります。

さらに、原子力損害賠償においては、個々の事業者の立場に立った賠償請求等に関わる支援体制をこれまで以上に強化する必要があります。警戒区域等の区域見直しが進み、計画的な除染や生活インフラの復旧・整備等、住民の帰還、地域の再興に向けた取り組みが始まっております。こうした状況の中、依然として、地域に帰還できない事業者も多く、これら事業者が他の地域で業種転換を含めた事業再開が図れるよう早急に効果的な支援策が望まれます。

については、下記の要望事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 復興・再生に向けた原子力損害賠償に対する支援について

1. 全ての原子力損害賠償に対する支援について

原子力災害により、多くの県民が長期に亘る避難生活を強いられ、将来への大きな不安を抱え、日々厳しい生活を強いられている。またその被害は県内全域、全県民に及んでいる。

については、事業者の被害の実態を十分に踏まえ生活や事業の再建を果たすことができる賠償が迅速かつ円滑に進められるよう原子力損害賠償に対する各般の支援を要望する。

2. 財物賠償に対する支援について

被害を受けた事業者には、被害実態に見合った十分な賠償を受ける途が確保されるべきであるが、今般、東京電力が示した財物損害に対する賠償については、十分な説明もなく一方的に示され、被害実態に見合った十分な賠償とは到底言い難い。

財物賠償は、事業者が早期の事業再建を図るためにも極めて重要であり、生活基盤を回復できるだけの賠償と事業用資産の再取得価額の賠償が基本でなければならない。

については、被災事業者の立場に立って、親身・親切に対処し、実効性のある適正な対応に努めるよう、国・東京電力に対し申し入れるよう次の事項について要望する。

(1) 建物・償却資産の賠償基準の見直しについて

償却資産等財物賠償の基準が避難指示期間に応じた財物価値の減少額のみの時価相当額の賠償と示されたが、被害者が生活や事業を完全に再建するための十分な賠償額ではない。当該財物の取得価格を基準とする再取得価格を基本とした事業再建可能な金額の賠償を求める。

(2) 棚卸資産の賠償基準の見直しについて

棚卸資産の財物賠償は、長期に亘り放置され現実に事故当時の棚卸が不可能であるにも関わらず、管理不能等により生じた財物価値（時価相当額）の減少額と示され、極めて不適切な賠償基準である。

棚卸資産については、全ての商品等の価値は喪失している実態を踏まえ、旧警戒区域・旧計画的避難準備区域を含め、商品・製品等仕入れ価格及び仕入れ等に要した費用の全てに対し賠償するよう基準の見直しを求める。

Ⅱ. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

1. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

中小・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、被災地の復興やまちづくり等で、地域に活力を取り戻すため最も身近な相談窓口である商工会に期待される役割は極めて重要になっている。

また、原発事故に伴う「避難指示等区域」の商工会においては、地区内商工業者数の大幅な減少が予想される一方で、再起を図る中小・小規模事業者も多く、原子力災害損害賠償の支援など緊急な要請に応え、直接企業を支援する態勢を強化する必要がある。

については、小規模企業支援を行う商工会等への予算が、これまで以上に十分かつ確実に措置されるよう要望する。

2. 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業支援について

工業製品・加工食品等に対する取引企業や消費者の不安を払拭するため、正しい情報の発信と安心安全のPR等への支援強化を図り、風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政的支援について要望する。

3. 中小企業金融円滑化法終了にともなうセーフティーネットの整備に関わる支援について

中小・小規模事業者の約半数の企業が円滑化法を利用し、7割超の企業が円滑化法終了後の資金繰り悪化等を懸念しているとの結果を踏まえ、商工会では、巡回訪問による「資金繰り総点検運動」などきめ細やかな対策を講じている。

については、中小・小規模企業の厳しい資金繰りの実態に鑑み、同法終了後も事業継続に支障をきたすことのないよう、引き続き金融機関に対し条件変更や新規融資に柔軟に対応するようセーフティーネットの整備等に関わる支援について要望する。

Ⅲ. 中小・小規模企業に負担を強いる電気料金の安易な値上げ反対について

平成25年2月14日に東北電力が行った企業向け電気料金を7月1日から17.74%引き上げるとの申請は、東日本大震災等からの復興が道半ばの現状の中にある多くの中小・小規模事業者にとってはさらに厳しい経営環境を強いられることになる。

については、下記の事項について国・東北電力に対し申し入れるよう要望する。

- (1) 厳しい中小・小規模企業の現況を踏まえ、燃料調達の効率化を始め、東北電力の徹底した経営効率化がなされるよう、電気料金認可手続きにおいて国として積極的に関与し、電気料金の値上げを極力抑えること。
- (2) 中小・小規模企業が、省電力設備を導入する場合の低利融資の新設など、特段の配慮を行うこと。

Ⅳ. 復興・再生に向けた中小・小規模企業支援策等の拡充強化及び事業再開に対する財政等の支援について

1. 中小企業者復興支援事業（緊急雇用創出基金事業）の延長について

中小企業者の復興支援さらには放射能検査業務に従事するため商工会等に設置された「復興支援員」については、中小・小規模事業者の事業再建、復興支援等に必要不可欠であるため平成26年度以降についても設置されるよう要望する。

2. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかる事業継続と条件緩和について

被災した中小・小規模事業者は復旧整備のため懸命に取り組んでいるところであるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助対象にならない企業も数多く残されている。本事業については、平成25年度から津波浸水区域と避難等対象区域に限定されことになるが、これまでと同様に県全体のグループの状況に柔軟に対応できる仕組みづくりなど、特定地域の範囲について撤廃する等の条件緩和について要望する。

3. 特定地域中小企業特別資金の拡充について

- ・ 県内移転先での事業継続・再開向け融資についての取扱期間の延長、貸付規模の拡大を要望する。
- ・ 解除区域等での事業継続・再開向け融資について貸付規模及び融資限度額の拡大、返済・据置期間の延長、既往債務の借換え容認等を要望する。
- ・ 業種転換や創業のための融資制度の創設について
特定地域中小企業特別資金の別枠で（無担保・無利子）の融資制度の創設を要望する。
- ・ 風評及び間接被害対策のための融資制度の創設について
特定地域中小企業特別資金と同程度（無担保・無利子）の融資制度の創設を要望する。

4. JR只見線の早期復旧と全線開通について

新潟・福島豪雨災害は、奥会津地域に甚大な被害をもたらし、地域の基幹路線であるJR只見線は未だに鉄橋が落橋した状態にある。

地域住民は生活の交通基盤を失い、物流と事業活動に極めて深刻な影響を及ぼしている。

については、寸断された架橋等を早期に復旧し、JR只見線の全線開通について要望する。

V. 除染事業の実施について

1. 大規模かつ効果的な除染の実施について

震災と原子力発電所事故から2年が過ぎても、除染事業が進められているという実感が無い。未だ多くの県民は県外へ避難し、全く見通しの無い中での避難生活に疲労と将来に対する不安を抱えている。一日も早い帰還には迅速かつ確実な除染が不可欠である。

除染に伴って生じた廃棄物等の中間貯蔵施設を早期に設置し、一刻も早く大規模かつ着実な除染を実施するよう要望する。

2. 国直轄除染事業請負に対する支援について

現在、国直轄の除染事業を大手建設会社（JV等）をとおして受注する除染工事請負においては、建設業許可が必要とされ、商工会地域に設立された復興組合は建設業許可が無く請負契約をすることができない。

また、建設業許可登録のない事業所は、建設業法上500万円以内の工事までしか受注できないとされている。

については、除染事業はあくまでも建設事業ではないことを前提に、今後、復興組合が1次下請けとなり、地元が目線で不適切除染作業を防止し、多くの作業員を確保し、効果的かつ適正な除染事業を実施していけるよう、国直轄に関わる除染事業の発注に際しての柔軟な対応と地元事業者等の積極的活用について国等に対し申し入れるよう要望する。

VI. 消費増税対策の実施について

消費税率の引き上げは、売上規模が小さな中小・小規模事業者ほど消費税分を価格転嫁できない実態がある。

さらに、複数税率とインボイスは、中小企業にさらに大幅で煩雑な事務負担増等を強いるものである。

については、消費税引き上げに伴う中小・小規模事業者への影響を最小限に止める各般の支援策を講じるよう要望する。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号（コラッセふくしま 9F）
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413